

国勢調査の概要

【目的】国・都道府県・市区町村の行政上の基本的な資料を得るための調査

国勢調査は、行政を進める上で最も基本となる人口・世帯数をはじめ、男女・年齢別、産業別などの人口の構造や世帯の構成・居住状況を明らかにするために行われるものです。

（法定人口や社会福祉、防災対策などいろいろな行政資料を作成するため）

統計法で定められた最も重要な統計調査

「統計法」で、5年ごとに行うことが定められています。
調査の具体的な方法などは、「国勢調査令」と「国勢調査施行規則」に定められています。

また、国の最も基本的な統計調査として、統計法の規程により「基幹統計調査」として定められています。

調査の対象となる人・世帯

日本に住んでいるすべての人・世帯が対象となります。

大利根町自治会
ホームページ
国勢調査



★（独）統計センターに於いて、集計します。

★速報結果は、令和8年5月末に公表され、順次詳しい統計が公表されます。

インターネット回答は、次の言語に対応しています。

日本語	英語
中国語（簡体字、繁体字）	韓国語
ベトナム語	ポルトガル語
スペイン語	

調査書類配布の際に確認すること

- (1) 世帯主または、代表者の氏名。
- (2) 住所。
- (3) 世帯人数。

インターネット以外での回答は、世帯人数により、調査票を追加して配布する必要があります。
調査票には、ふだん住んでいる世帯全員について記入が必要。

★調査票 1 枚で 4 名分記載可能。

★5 名以上の場合は、調査票が不足するため、予備の調査票が有れば、その場で渡し、
予備が無い場合は、後日お届け。

- (4) 回答方法：①インターネット、②郵送、③調査員による回収